

受理官庁 E C	国立知的財産局（S E N A D I） （エクアドル）	附属書 C E C
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 エクアドル		
国際出願の作成に用いることができる言語 スペイン語 ¹		
配列表における言語依存フリーテキスト 上述した言語と同じ のために認められる言語		
願書の提出に用いることができる言語 スペイン語		
紙形式について受理官庁が要求する部数 1		
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3} 認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める ⁴ 。		
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（P C T実施細則第706号）？ すべての形式を認める		
受理官庁は引用による補充を認めるか（P C T規則20.6）？ 認める		
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？ 認める。制限又は要件はない。		
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？ 認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。		
管轄国際調査機関	国立産業財産機関（チリ）、欧州特許庁、又はスペイン特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	国立工業所有権機関（チリ） ⁵ 、欧州特許庁 ⁶ 又はスペイン特許商標庁	

[次頁に続く]

- 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（P C T規則12.3）。
- 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 関連する受理官庁の通告については、2019年7月11日付公示（P C T公報）102頁以降、及び2022年9月1日付公示（P C T公報）239頁以降参照。
- この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- この官庁は、国際調査を同官庁若しくはスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

E C	国立知的財産局（SENADI） （エクアドル）（続き）	E C
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル（USD）	
送付手数料	USD 300	
国際出願手数料 ⁷	USD 1,562	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	USD 18	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD 235	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	USD 352	
調査手数料	附属書D（CL），（EP）又は（ES）参照	
優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)）	認証頁ごとにUSD 0.20	
受理官庁は代理人を要求するか？	不 要	
誰が代理人として行為できるか？	エクアドルに居住している自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

⁷ この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。